

令和 2 年 第 6 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 6 月 1 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和2年6月1日(月)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第37号 農地法第3条許可について

議案第38号 農地法第4条許可について

議案第39号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第40号 農地法第5条許可について

議案第41号 非農地証明について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第44号 農業委員会事務の実施状況について

[報 告]

報告第31号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第32号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第33号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第34号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第35号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	11番	川崎正信	12番	川越正彦
13番	茜久保加代	14番	持原義信	15番	小倉俊博
16番	片上英行	18番	川越達也	19番	秋山広美
20番	前田峰子	21番	中村和寛	22番	外蘭香
23番	井田勝美	24番	小玉利光		

5. 欠席委員

17番 比惠島 章之

6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係主事	加 野 步 夢		


7. 市長部局出席者

農政企画課

農地政策係主任主事 藏 田 雄 一

署名委員

議長 松田美 

委員 久保田章生 

委員 中村和寛 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 6 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、17 番比恵島章之委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番久保田章生委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

まず、議案第 37 号「農地法第 3 条許可について」は 9 件でございます。議案第 38 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。議案第 39 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。議案第 40 号「農地法第 5 条許可について」は 17 件でございます。議案第 41 号「非農地証明について」は 1 件でございます。議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」は 50 件でございます。議案第 43 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は 12 件でございます。議案第 44 号「農業委員会事務の実施状況について」は 1 件でございます。以上、審議件数は 95 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、13 万 342 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、12 万 9,008 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 37 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号68が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号60を御覧ください。

本案件は、受人の耕作面積が1,572平米となっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,371平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、3ページの番号67がございます。

また、1ページの番号61につきましては、都城市で1万1,912.96平方メートル耕作しており、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、都城市農業委員会に全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

同じく2ページの番号66につきましても、経営面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、えびの市で5,094平方メートル耕作しており、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。こちらも、えびの市農業委員会に全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

次に、番号63を御覧ください。

本案件は、新規法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人は、福祉分野などの運営コンサルタント事業を行っている法人と協業し、農業と配所事業の販売・営業の活動をサポートしており、令和元年に取締役就任し、農

業事業として法人を設立しました。営農に当たっては、代表者が農業に従事し、今般ハウスつきの農地について賃貸借することになったことから、農地法第3条申請に至ったものです。

また、本申請は、一部の賃貸借となっておりますが、申請地には南北に2つに分けてハウスが建設されており、南側部分については別の事業者が借りていることから、残りの北側部分を借りるものです。本申請後の総経営面積は、2,340平方メートルと5,000平方メートルを下回っておりますが、権利取得後における耕作の内容が、花卉、野菜などの栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合は、5,000平方メートルに達しなくても権利取得を認め得るとされていることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第38号農地法第4条許可について、4ページから5ページを議題とします。

○事務局(川越) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であり、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査をしています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、番号17、あわせて7ページの議案第40号番号120を御覧ください。関連がありますので、併せて説明します。

まず、番号17を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字新名爪在住の個人です。申請地は、宮崎市大字広原にあります萩の台公園から北東に約900メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないと思われま。

次に、7ページの番号120を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の個人、受人は番号17の申請人です。本案件は、一般個人住宅を建築する際の接道の要件を満たすため、農道を挟んだ一般個人住宅の向かい側の申請地を通路として整備したく、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないと思われま。

両案件ともその他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、4ページの番号18、19、20については、農地法の許可を得ず、申請地を住宅用地や露天駐車場などとして利用していたことから、始末書付の案件となっておりますが、立地基準・一般基準を充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第39号農地法第5条許可に係る事業計画変更申請について、6ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号4を御覧ください。

本申請は、公共工事に伴い、現場事務所などとして利用するため一時転用の許可を受けたものですが、工期が延長になったことから利用期間の延長が申請されたものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 40 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 120 を御覧ください。

先ほど議案第 38 号番号 17 関連で説明したとおりでございます。

また、同様の「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 123、8 ページの番号 126、9 ページの番号 127 がございます。

次に、番号 121 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の個人 2 名、受人は宮崎市花ヶ島町に本拠を置く訪問介護事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります檉北小学校北側に位置する土地です。本案件は、申請地に地域密着型グループホームを建築したく、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、建築される地域密着型グループホームは、社会福祉法による第二種社会福祉事業として、不許可の例外である「申請に係る農地を土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示に係る事業の用に供する場合」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ、生活排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号 122 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は国富町大字深年在住の個人、受人は宮崎市花ヶ島町に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市池内町にあります池内小学校から西に約 1.2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市発注の道路改良工事に伴う現場事務所などとして一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の農用地区域内に位置していますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透で処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、8 ページの番号 124 がございます。

なお、番号 124 については、始末書付の案件となっています。農地法の許可を得ず、申請地を利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14 番（持原委員） 121 番の土地は幾らの金額なんですか。

○事務局（川越） 土地代につきましては、2,073 万円ということで伺っております。以上です。

○14 番（持原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号125を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の個人、受人は宮崎市田野町に本拠を置く社会福祉事業を営む法人です。申請地は、宮崎市田野町乙にあります七野小学校から北東に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を保育園園庭として利用したく、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 134、135 を御覧ください。

本案件は、申請地にパイプラインが埋設されており、農地転用に伴うパイプラインの取扱いについて、パイプラインを所管する清武町土地改良区と受人の両者が合意しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 41 号非農地証明について、12 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 41 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について説明いたします。

申請番号 11 は、登記地目は畑になっておりますが、現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、5月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第42号農用地利用集積計画の決定について、13ページから38ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（加野） 議案第42号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、13ページの番号80番から18ページの番号90番までの11件でございます。

利用権設定につきましては、19ページの番号320番から38ページの番号351番までの32件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が3件、賃借権の再設定が12件、新規設定が13件となっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、39 ページから 42 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、39 ページの番号 352 番から 42 ページの番号 358 番までの 7 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 43 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、43 ページから 68 ページまでを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 43 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程をしております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が 12 件でございます。現地調査は 5 月 28 日から 29 日に地元農業委員の立会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討しましたが、いずれの案件もその基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。

○農政企画課（藏田） 議案第 43 号は、4 月に農業振興地域整備計画変更の要望がありました案件について、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

それでは、議案書の 43 ページをお開きください。

農用地区域からの除外要望がありました 12 件の一覧となっております。

それでは、案件番号 1 番から御説明いたします。

変更内容は、太陽光発電施設用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は福井県福井市の太陽光発電業者であり、要望地は、以前、農業委員会による非農地判断がなされた土地となっています。要望地は大字塩路、筆の一覧は議案書 44 ページ、図面は議案書 45、46 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 2 番でございます。

変更内容は、駐車場用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は要望地の隣地に社屋を構える建築業者であり、今回の要望は、平成 30 年の 2 月に農用地区域からの除外及び農地転用許可を受け社屋を建設し、その箇所の隣地にて手続を経ずに駐車場を整備していたため、その違反是正に係る要望です。要望地は大字浮田、図面は議案書 47 から 48 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 3 番でございます。

変更内容は、一般個人住宅用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は当該土地所有者の娘夫婦であり、現在、家族 5 人で賃貸アパートに居住していますが、手狭になったため、当該地に住居の建設が必要となったものです。要望地は大字跡江、図面は議案書 49 から 50 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 4 番です。

変更内容は、駐車場用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は要望地の隣接地にある養鰻業者であり、事業拡大に伴い既存の社員用駐車場では手狭になり、新たに社員用駐車場の整備が必要となったため、今回の変更要望に至ったものです。要望地は佐土原町下那珂、筆の一覧は議案書 44 ページ、図面は議案書 51、52 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 5 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設用地としての農用地区域からの除外要望です。本件については、国営大淀川右岸土地改良事業の計画受益地であるため、その計画受益地からの除外を併せて検討しているものですが、その手続が完了できなければ、今回の農用地区域からの除外要望も取下げとなる見込みです。要望地は田野町乙、図面は議案書 53、54 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 6 番でございます。

変更内容は、一般個人住宅用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は当該土地所有者の孫であり、現在、家族4人で賃貸アパートに居住しておりますが、手狭になったため、当該地に住居の建設が必要となったものです。要望地は高岡町高浜、図面は議案書 55、56 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 7 番でございます。

変更内容は、農家住宅用地としての農用地区域からの除外要望です。案件番号 6 番と関連している案件でございますが、要望者は当該土地所有者の娘夫婦であり、以前、当該地に隣接する要望者の住居用地を広げる形で、手続を経ずに車庫や庭園を整備していたため、その違反是正に係る要望となっております。要望地は高岡町高浜、図面は議案書 57、58 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 8 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設用地としての農用地区域からの除外要望です。本件については、一部国営大淀川右岸土地改良事業の計画受益地が含まれていることから、計画受益地からの除外を併せて検討しているものですが、その手続が完了できなければ、計画受益地に係る部分のみは要望取下げとなる見込みとなっております。要望地は清武町船引、詳細は議案書 59、60 ページの図面を御覧ください。

続きまして、案件番号 9 番です。

変更内容は、太陽光発電施設用地としての農用地区域からの除外要望です。今回の要望は、以前許可を受け整備することになった大規模太陽光発電施設用地において、地元からの要望もあり、さらなる水害対策のために調整池の拡大が必要になったものです。要望地は高岡町内山、図面は議案書 61、62 ページを御覧ください。

続きまして、案件番号 10 番から 12 番については、認定電気通信事業者による農用地区域からの除外要望です。この 10 番から 12 番につきましては、農地法及び農振法の許可が必要な案件となりますが、立地については、その土地所有者や地元の土地改良区との協議の上に、数カ所の候補地での電波シミュレーションの結果、要望地が最適と判断され、今回の要望に至ったものです。

案件番号 10 番については、携帯電話用無線基地局用地、要望地は古城町、図面は議案書 63、64 ページを御覧ください。

案件番号 11 番は、携帯電話用無線基地局用地、要望地は南方町、図面は議案書 65、66 ページを御覧ください。

案件番号 12 番は、配電用の鉄塔用地、要望地は高岡町浦之名、図面は議案書 67、68 ページを御覧ください。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見、御質疑等ございましたか。

○23 番（井田委員） 番号 8 番、清武町船引の太陽光発電の件ですが、道路に土地改良事業のパイプラインの空気弁がありまして、計画受益地の除外許可が下りない限りは農振除外はできないということでのいいわけですね。

○農政企画課（藏田） そういうことになります。計画受益地からの除外がまず必要になりますが、それができないと農振の除外もできないということになります。

○23 番（井田委員） 分かりました。

○21 番（中村委員） 番号 1 番ですが、図面を見る限り、かなり農地として整備されているように感じますが、この一帯全体が原野化しているのでしょうか。

○農政企画課（藏田） 現地確認を行ったのですが、かなり原野化しておりまして、実際山林で木が生い茂っているような状態ですので、数年前に非農地判断されているような場所になっています。

○21 番（中村委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1 番（日高委員） 今回の農用地区域からの除外については、太陽光発電施設等が中心で、面積等も大きいような気がしますが、特に、隣接する農地、農作物への影響がないような配慮をお願いしたいと思います。特に排水等については、特段の御配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○農政企画課（藏田） 承知いたしました。地元土地改良区の同意書等も今回の除外要望に必要なになりますので、排水対策等については慎重に判断いたします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○19 番（秋山委員） 5 番の地目は山林となっていますが、ここは現地に行ったとこ

ろ、からいもが作ってありまして、転作もしていて、現況は畑です。大淀川の受益地ですが、地区の意見も取っていないと言っていました。立地上、農地転用はできないと思います。以上です。

○農政企画課（藏田） 案件番号5番につきましては、登記地目が山林で現況が農地となっておりまして、国営大淀川右岸の土地改良事業の計画受益地でもあり、その事業の計画も今回の農振の除外に関わってきますので、太陽光発電施設のハードルはかなり高いものだと思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○16番（片上委員） 先ほど日高委員も言われましたように、案件番号1番でございますが、ここは御手洗川筋付近の開発だと思っております。この南方に法人が営む太陽光、養鰻場、その下流のほうに石崎土地改良区がありまして、その土地改良区で御手洗川の河川改修がなかなか進まずに、下流のほうは少々の雨が降るたびに冠水しております。県も一生懸命やっておりますけれども、開発と工事バランスが悪くて、まだまだ工事のほうが遅れております。その関係で、石崎土地改良区にもお話しいただきまして同意を得てもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

○農政企画課（藏田） いただいた御意見について検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 事務局から何かありませんか。

○事務局（稗苗） 先ほど日高委員のほうからもございましたが、事務局としては、全ての案件について「周辺農地に影響のないようにすること」という意見を付してはどうかと考えますが、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 御意見ございませんか。

○2番（岡委員） 書類上は計画書に排水要件などつけてあるでしょう。私もこの土地の除外要望には、以前から立ち会って、住吉の農業委員、推進機構、みんなそろって現地確認のうえ、地元の地権者も公民館にお呼びして外す説明をされました。登記

上は個人がされないといけないので、農業委員会としては農地から除外されており、個人で登記に行かれた方は地目が原野になっています。書類上はこういう形で通っています。あと地元の水利組合などの意見書もつけてあるのを見ました。ベテランのご存知の方もおられて、「条件をつけて出すように」と言われていましたので、書類はそろっているかと思います。今後、実行に移すかどうかはその場では分かりませんが、一応監視していくことは続けていきたいと思っています。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 賛成多数により、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

議案第 44 号農業委員会事務の実施状況等について、69 ページを議題とします。

○事務局（鍋島） 議案第 44 号農業委員会事務の実施状況等について説明いたします。

農業委員会事務の実施状況等については、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により、農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されていることから、今回、議案として上程するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。別冊 1 を御覧ください。

1 ページから 8 ページは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、実績となっております。また、9 ページから 11 ページは、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

それでは、令和元年度の活動の実績から御説明いたします。1 ページを御覧ください。

I 「農業委員会の状況」では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。

続きまして、2 ページから 4 ページにかけては、「農地等の利用の最適化の推進」の 3 本柱であります、「担い手への農地の利用集積・集約化」を 2 ページに、「新規

参入の促進」について3ページに、「遊休農地の発生防止・解消」について4ページに記載しております。これらは、新農業委員会制度の中で最も重要な必須事務に位置づけられております。それぞれの現状及び課題、目標及び実績等については、記載のとおりでございます。

次に、5ページの「違反転用への適正な対応」についてでございます。課題や実績等については記載のとおりでございます。

続きまして、6ページから7ページです。こちらは「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてでございます。農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務などの実績を記載しております。

次に、8ページです。上段の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございます。こちらにつきましては、ホームページ上で募集したところ、特段の御要望、御意見等はございませんでした。

また、同ページの下段、「事務の実施状況の公表等」ですが、総会等の議事録、活動計画の点検・評価の公表につきましては、宮崎市のホームページにおいて公表しております。また、2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、昨年、令和元年9月13日に、市長に記載の3つの内容について意見書を提出いたしました。

以上が令和元年度の活動の実績でございます。

続きまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

9ページのI「農業委員会の状況」から11ページのV「違反転用への適正な対応」まで、項目は令和元年度の活動の実績と同様であります。令和2年度の活動計画等については記載のとおりとなっております。

この中で、国の交付金に直接影響する2項目の目標設定について御説明いたします。

10ページをお開きください。IIの「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、令和2年度の新規集積目標面積を421.4ヘクタールと設定しております。これは、国から示された基準により、平成28年度から10年後の令和7年度までに、担い手への集積率を80%とすることを目標として算出された単年度の集積目標面積でございます。

次に、11 ページの「遊休農地に関する措置」でございますが、令和 2 年度の遊休農地の解消面積を 29.6 ヘクタールと設定しております。これは、国から示された基準により、平成 28 年度から 5 年後の令和 2 年度までに、管内の遊休農地を 1 % まで減らすことを目標として算出された単年度の解消目標面積でございます。

これらの目標面積または基準面積に対する達成度に応じて交付金の変動いたしますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、さらなる農地の集積・集約化と遊休農地の解消が求められることとなります。

説明は以上でございます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 31 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 32 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 8 件でございます。

報告第 33 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 34 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 22 件でございます。

報告第 35 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 3 件でございます。

なお、報告第 31 号、第 32 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 33 号、第 34 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 6 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 1 分閉会